

国土建労第343号令和元年7月5日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について

令和元年7月5日、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(令和元年国土交通省告示第 269 号)」及び「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第 268 号)」が公布されましたので、通知いたします。

建設業では、従事することとなる工事によって就労場所が変わるため現場ごとの就労監理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態を踏まえ、技能実習生や外国人建設就労者の適正な就労環境を確保するため、建設キャリアアップシステムへの登録や報酬の安定的な支払い等の義務付け、受入人数枠の設定等を行うこととしています。両告示の内容は、別紙のとおりです。

各団体におかれては、傘下企業等に対し、両告示の内容について、周知をお願いいたします。特に、「技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと」という規定につきまして、常勤職員数が9人未満(1~8人)の場合、影響が大きいと考えられますので、ご留意のうえ、周知徹底に努めていただきますよう、お願いいたします。

【別紙】

別紙1 建設分野における受入れ基準の見直しについて(概要)

別紙 2 建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実 習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に 鑑みて事業所管大臣が定める基準等

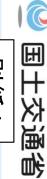
別紙3 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

別紙4 参考資料

建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2020.1.1(人数枠の設定は

※2020.1.1より適用



型 第1

その他 処遇に関する基準 受入企業に関する基準 ・1 号特定技能外国人に対し、 1号特定技能外国人(と外国人建設就 1号特定技能外国人を建設キャリアアップ 建設業者団体が共同して設立した団体 建設キャリアアップシステムに登録しているこ 建設業法第3条の許可を受けていること 外国人受入れに関する計画の認定を受け システムに登録するごと 等 労者との合計)の数が、常勤職員の数を 締結前に、重要事項を書面にて母国語 超えないごと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約 いていること 第 で説明していること (国土交通大臣の登録が必要)に所属 安定的に支払い 技能習熟に応じて昇給を行うこと 日本人と同等以上の報酬を (新設した基準) 特定技能 ※2019.4.1より適用 ・技能実習生を建設キャリアアップシステム ・建設業法第3条の許可を受けていること ・技能実習生に対し、 ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超 建設キャリアアップシステムに登録している 技能実習計画の認定を受けること 雇用条件書等について、技能実習生が 団体については免除 移行時までに登録完了すればよい 名を求めること <u>えないごと</u> ※優良な実習実施者・監理 <u>に登録すること</u>※1号実習生は、2号 十分に理解できる言語も併記の上、署 安定的に支払うごと 日本人と同等以上の報酬を (下線部:追加する基準案) 2022.4.1)より適用 技能実習 縱 紕 • (1号特定技能外国人と) 外国人建 ・外国人建設就労者を建設キャリアアップ ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締 ・外国人建設就労者に対し、 ・建設キャリアアップシステムに登録している 建設業法第3条の許可を受けていること 適正監理計画の認定を受けること 設就労者 (との合計) の数が、常勤職 システムに登録すること 説明していること 結前に、重要事項を書面にて母国語で 員の数を超えないこと 外国人建設就労者受入事業 技能習熟に応じて昇給を行うこと 安定的に支払い 日本人と同等以上の報酬を 下線部:追加する基準案) (「その他」は公布日より適用) 絩

- ※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される 1 号技能実習計画・新規の適正監理計画
- ※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022 の認定より適用予定。 年度末まで) については、変更無し。

 \bigcirc 玉 土 交通 省 告 示 第二 一百六十· 九

建 設 関 係 職 種 等 に 属 す る 作 業 12 0 1 7 外 玉 人 \mathcal{O} 技 能 実 習 \mathcal{O} 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実習 生 \mathcal{O} 保 護 に 関 す る 法 律

施 行 規 則 平 成二十 八 年 厚法 務 省 令 第三

生 一労 働 省 号) 第 十二条第 項 第十 兀 号、 第十 匹 · 条第

令 和 元 年 七 月 五. 日

項

(Z

規定

す

Ź

特

定

 \mathcal{O}

職

種

及

び

作

業

に

特

有

 \mathcal{O}

事

情

に

鑑

み

7

事

業

所

管

大

臣

が

定

める基

準

等

を次

 \mathcal{O}

よう

É

定

 \Diamond る。 五.

号

及

び

第

六条第三

玉 土 ·交通· 大臣 石 井 啓

建 設 関 係 職 種 等に 属 する作 業に つ 7 7 外 玉 人 (T) 技 能 実習 \mathcal{O} 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実習 生 \mathcal{O} 保 護 12 関 す

法 律 施 行 規 則 に 規 定 する 特 定 \mathcal{O} 職 種 及 び 作 業 12 特 有 \mathcal{O} 事 情 12 鑑 4 Ź 事 業 所 管 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準

技 能 実習を行 わ せ る 体 制 \mathcal{O} 基 準)

第 条 さく 井 職 種 建 築 板 金 職 種 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 職 種、 建 具 製 作 職 種 建 築 大 工 職 種 型 枠 施 工

職 種 鉄 筋 施 工 職 種 لح び 職 種 石 材 施 工 職 種 タ 1 ル 張 1) 職 種 か わ 5 ž き 職 種 左 官 職 種 配 管 職 種

熱絶 縁 施 工 職 種 内 装 仕 上 げ 施 工 職 種 サ ツ シ 施 工 職 種 防 水 施 工 職 種 コ ン ク IJ 1 圧 送 施 工 職

種

ウ エ ルポイント 施 工 職 種 表装職 種、 建設 機 械施 工 一職種、 築炉 職 種 及び 鉄工 職 種に属する作業、 塗装 職 種

 \mathcal{O} 建 築塗 宝装作業 P 及 び 鋼 橋 塗装 作 · 業 並 び に 溶 接 職 種 に 属する作 業 (以 下 建 設 関 係 職 種等に属 する作業 業 لح

う。 に係 る外 国 人の 技能実習の 適 正 な 実 施 及び 技能実習 生の 保 護 に 関 する法 律 施 行 規 則 以 下 規 則

という。)第十二条第 一項第十四 号に規定する告示で定め る基 準 は 申 請 者 (規 則第一 五. 条第 項 に 規 定

選択している場合に限り、次のとおりとする。

する申

請者をいう。

以下同

じ。

が

,規則.

別

記

様

式第1号

1

欄

 \mathcal{O}

7

に

お

7

て

日本

標準

産

業

分類

D

建

設

業

を

申 請 者 が 建 設 業法 (昭 和二十四 年法 律第百号) 第三条 の許可を受けていること。

申

請

者が

建設キャリアアップシ

ステム

 $\widehat{}$

般財

団

法

人建

設業

振

興基金が提供するサービ

スであって、

当該サ ĺ ビスを利用する工事現場における建設工 事 の施 工 に従事する者や建設業を営 む者に関する情報

を登録 し、 又は蓄積し、 これ らの情報について当該サー ビスを利用する者の利用に供するものをいう。

次号において同じ。)に登録していること。

二技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。

(技能実習生の待遇の基準)

第二条 建設 関 係 職 種等に属する作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準 は、 申 請 者が

規 則別 記 様 式第 1 亭 1 欄 \mathcal{O} 7 に お V) 7 日 本 · 標 準 産業 分類 D 建設業を選択 してい る場合に限 り、 技 能 実習

生に対し、報酬を安定的に支払うこととする。

(技能実習生の数)

建 設 関 係 職 種 等 に 属する作 -業に係る る規則に 第十六条第三 項に規定する告示で定める数は、 申 請 者 が 規

則 別 記 様 式 第 1 号 1 欄 \mathcal{O} ⑦ に お 1 7 日 本 標 準 産 業分類 D 建 設業を認 選 . 択 L て 1 る場 合に 限 り、 次 \mathcal{O} 各 号に

掲げ る 技 能 実習 \mathcal{O} 区 分に応じ、 当該各号 に定め るとおりとする。 ただし、 技能 実習 生 0) 総 数 が 常 勤 \mathcal{O} 職 員

(外国に しある事業 業 新に 所属す る常勤 \mathcal{O} 職 員、 技能実習生、 外国人建設就労者 (外国 人建 設就労者受入 事 業

に関する告示 (平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号) 第二の二に規定する外国 人建設就労者 をい

う。 の二の表の特定技能)及び一号特定技能外国人 の在 留資格 (出入国管理及び難民認定法 (同 表 の特定技能 O項 の下欄第一号に係るものに限る。) (昭和二十六年政令第三百十九号) をもって在 別 表第一 留 す

る外国・ 人をいう。)を含まない。 以下この条におい て同じ。 \mathcal{O} 総数を超えない ものとする。

企業単独型技能実習(次号に規定するものを除く。) 第一号技能実習生について申請者 の常勤 の職

員の総数に二十分の一を乗じて得た数、 第二号技能実習生について申請者の常勤 の職員の総数に十分の

一を乗じて得た数

企業単独型技能実習 (規則第十六条第一項第二号に規定する企業単独型技能実習に限る。) 又は団体

監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表 の上欄に掲げる申 -請者 の常勤 の職 員 の総 数 の区分に

応じ同表 の下欄に定める数、 第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

	一百一 ノレ 三百 ノレ
下 十五人	
	二百一人以上三百人以
申請者の常勤の職員の総数の二十分の一	一三百一人以上
	米发
	て言者の学勤の耶員の
念 支毞実룈もの数	申青針の常動の戦員の窓

2

前 項 0) 規 定に か か わらず、 企業単 独型技能実習に あって は 申請者が 規則第十五条 の基準に適合する者で

あ る場合、 寸 体 監 理型: 技 能 実習にあ 0 ては 申 · 請 者 が 同 条 \mathcal{O} 基 準 に適合する者で あ り、 か つ、 監 理 寸 体 が

般 監 理 事 業 に係 る監理 許 可 外 玉 人の 技 能 実習 \mathcal{O} 適 正 な実 施 及び 技能 定習生 0) 保 護 に 関 す Ź 法 律 平 成二

+ 凣 年 法 律 第八十 -九号) 第二 一条第十 項に規定す る監 理 許 可 をい う。 を受けた者であ る 場 合に は 建 設 関

係 職 種 等 に 属す Ź 作業に 【係る規】 則第十六条第三 一項に 規定する告示で定める数は、 次の各号に掲 げ る技 能 実

習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

十分の一 前 項第一号に規定する企業単 を乗じて得た数、 第二号技能実習生につ -独型技 能実習 第 *(*) て申請 号技能実習生に 者の 常 勤 . つ 0) いて申 職 員 0) -請者 総数に の常 五. 一分の一 勤 \mathcal{O} 職 を乗じて得 員 の総 数に

た数、 第三号技能実習生について申請者 0 常勤 \mathcal{O} 職 員の総数に十分の三を乗じて得 た数

号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数 前項第二号に掲げ る技能実習 同号の表 の上欄に掲げ る申 請 者 の常勤 (その数が申請者 \mathcal{O} 職 員 の総数 の常勤 の区分に応じ、 0 職員 の総 第

数を超えるときは、 当該常勤 の職 員 (の総数) 第二号技能実習生について同 表 の下欄に定める数に四を

乗じて得た数 (その 数 が 申 請 者 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 総数に二を乗じて得た数を超えるときは 当該 常 勤 \mathcal{O} 職

員 \mathcal{O} 総数に二を乗じて得た数) 第三号技能 実習生 につい て同 表 \mathcal{O} 下 . 欄 に定める数に 六を乗 じ て得 た数

(そ \mathcal{O} 数 が 申 請 者 \mathcal{O} 常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 総数に三を乗じて得た数を超えるときは 当該常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 総数 に三

を乗じて得た数)

附則

(施行期日)

第一 条 この告示 は、 令和二年一月一日から施行する。 ただし、 第三条の規定は、 令和四年四月 日から施

行する。

(経過措置)

第二条 この告示 の施行 の 日 (以下この条において 「施行日」という。) 前に第一 号技能実習に係る技能実

習計 画 に 関 して行われた外国人の技能実習の適正 な実施及び技能実習生の保護に 関 する法律 (以下この条

おいて 「法」という。) 第八条第一 項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については

に

、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施 行 日 から起算 して一 年を経る 過 す る日 ま で \mathcal{O} 間 に 第二号技 能実習に係る技能実習計 画 12 関 L して行われ れた

法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 申 · 請 に 係る法第九 条第六号及び第九号の 認定の 基準 子につい ては、 第一 条及び 第二条 \mathcal{O} 規

定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施 行 日 か ら起算 して三年を経 過 す る 日 ま で \mathcal{O} 間 に 第三号技能実習に 保る技 能実習計 画 に 関 L て行 わ れ た

法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 申 請 に 係る法語 第九 条第六号及び第 九号の 認定の 基準 子につい ては、 第一 条及び 第二条 \mathcal{O} 規

定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施 行 日 に お V) 7 現に 法 第八 、条第一 項又は第十一条第 項 \bigcirc 認定を受けてい る技能実習計画 前 三項 \mathcal{O} 規

定により な お従 前 \mathcal{O} 例 によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたも のを含む。 に 関

して行わ れた法第十一 条第一項の申 請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、 第一 条

及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〇国土交通省告示第二百六十八号

外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告 示 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告 示

外 玉 人 建 設 就 労 者受 入 事 業 に 関 す る 告 示 伞 成 + 六 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 八 百 二十二号) \mathcal{O} 部 を

次のように改正する。

規 \mathcal{O} を 定 付 傍 次 لح 線 \mathcal{O} L L た を 表 7 規 付 に 移 定 ょ L り、 動 た 以 し、 部 下 改 分 改 正 \mathcal{O} よう 対 正 前 欄 後 象 欄 規 に に に 定 改 撂 掲 \Diamond げ と げ る 1 規 る 改 対 う。 定 正 象 \mathcal{O} 前 規 傍 欄 定 は、 及 線 で てバ を 改 改 改 付 正 L 正 正 前 た 前 後 欄 部 欄 欄 分 に に に をこ、 $\sum_{}$ 掲 対 げ れ 応 れ に る L 7 対 対 に 応 対 象 掲 す 応 規 げ す る 定 る る改 そ ŧ を \mathcal{O} 改 \mathcal{O} を 標 正 正 撂 後 後 記 げ 欄 部 欄 て 分 12 に 撂 に 掲 7 げ げ な 1 る る 重 ŧ 対 傍 規 線 定 象 \mathcal{O}

は

これ

を

加

え

る。

第5 受入建設企業及び適正監理計画 1 (略) 2 (略) (1) (略) (1) (略) ② 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって,当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。	ない。 1 建設分野技能実習に <u>1年11か月以上</u> 従事したことがあること。 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。 第4 特定監理団体の認定 1 (略) 2 (略) (1)~(5) (略) (6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年</u> <u> </u>	第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら	改 正 後
第5 受入建設企業及び適正監理計画 1 (略) 2 (略) (1) (略) (1) (略) (新設)	ない。 1 建設分野技能実習に <u>概ね2年間</u> 従事したことがあること。 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。 第 4 特定監理団体の認定 1 (略) 2 (略) (1) ~ (5) (略) (6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u> 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。 (7) ~ (13) (略)	第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら	改 正 前

3 ~ 5 (略)	3~5 (略)
(7) • (8) (略)	(7) • (8) (略)
	習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること。
する場合の報酬と同等額以上 <u>である</u> こと。	する場合の報酬と同等額以上であり、安定的な支払い及び技能
(6) 1 (2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事	(6) 1(2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事
(3) ~ (5) (器)	$(3) \sim (5)$ (略)
	数を超えないこと。
	人数の合計が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総
	号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。)の
職員の総数を超えないこと。	2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1
(2) 1 (2) ②の $\underline{\lambda}$ が受入建設企業となろうとする者の常勤の	(2) 1 (2) 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	説明していること。
	当該外国人建設就労者が十分に理解することができる言語で
	までの間に、雇用契約に係る重要事項について、書面により
(新設)	🕮 外国人建設就労者に対し、適正監理計画の認定を申請する
	817.
(新設)	◎ 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録す
◎~◎ (略)	<u>③</u> ~ <u>③</u> (器)

附 則

施 行 期 \bigcup

1 及 び (6) \mathcal{O} 告 \mathcal{O} 示 の 改 正 うち、 規 定 は 第 令 和 3 \mathcal{O} 年 1 月 第 ___ 4 日 \mathcal{O} か 2 5 (6)施 及 行 び す 第 る 5 \mathcal{O} 2 (2) \mathcal{O} 改 正 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日 か ら、 第 5 \mathcal{O} 2 (1)

へ 経 過 措 置)

2 ک \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に _ \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示 以 下

定 旧 第 告 示 5 \mathcal{O} 5 と 12 1 お 1 て 準 第 用 す \mathcal{O} る 場 又 合 は を 含 \mathcal{O} む。 規 定 に に ょ ょ る 認 り 認 定 定 \mathcal{O} を受い 申 請 け が て な さ 1 る れ、 適 正 又 監 は 理 旧 告 画 示 に 第 0 1 \bigcirc 7 は \mathcal{O} 規

う。

5

1

3

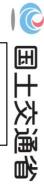
 \mathcal{O} 告 示 12 ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 外 玉 人 建 設 就 労者 受入 事 業 に 関 す る 告 示 第 5 \mathcal{O} 2 (1) 及 び (6)計 \mathcal{O} 規 定 12 か か わ

5 ず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

5

2

建設業の特性を踏まえた対策の実施

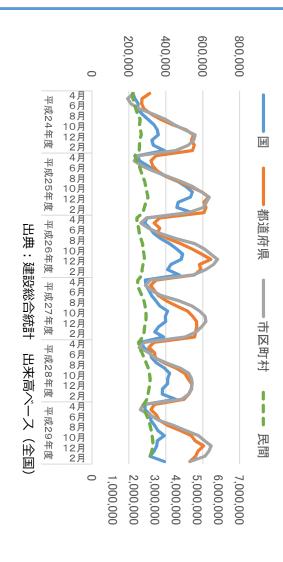


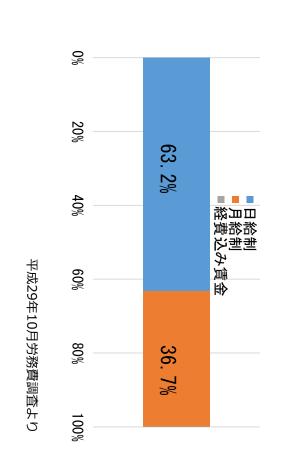
別紙4

課題1:建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる



月給制を義務化





課題 2:建設業は、 受注した工事ごとに就労する現場が変わる

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- \downarrow 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



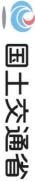
建設キャリアアップ システムの登録義務化

課題 **専門工事業者**で、中小零細業者が大半 3:現場管理は元請、 労働者を雇用するのは下請の



建設業許可を要件化 受入人数枠の設定

入管法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議



〇出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋)

<衆議院>(平成30年11月27日)

- 八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行 <u>い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処する</u>ほか、法務 省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。
- 九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主 めること。 の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努

<参議院>(平成30年12月8日)

- 他の必要な措置を講ずること。 行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて
- 八不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに 鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。